

静岡県告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年4月3日

静岡県知事 川勝平太

1 保安林の所在場所

静岡市葵区小河内字上道37・45の1・46・47・48の1・49の1・字同山346・352・354から357・358の1・360・361・362の2（以上16筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、中部農林事務所並びに静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）